



(財)財務会計基準機構会員

平成 23 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 栗本鐵工所
コード 5602 (東証・大証第一部)
代表者 代表取締役社長 福井 秀明
問合せ先 執行役員 総合企画室長 小島 眞也
TEL (06) 6538-7724

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 22 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、公正取引委員会を被告として、東京高等裁判所に対して審決取消訴訟を提起しておりましたが、本日、東京高等裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決に至るまでの経緯

当社は、ダクタイル鋳鉄管直管の営業の一部について改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に違反したとして、平成 11 年 12 月 22 日付で公正取引委員会より独占禁止法に基づく課徴金納付命令を受け、その対象・範囲に不服があるとして平成 12 年 1 月 19 日付で審判請求を行いました。

しかしながら、平成 21 年 6 月 30 日付で、公正取引委員会より、金 29 億 3489 万円の課徴金納付を命ずる審決書の送達を受けました。

本審決におきまして、当社の主張が認められなかったことから、当社は東京高等裁判所に対して審決取消訴訟を提起し、本日、同裁判所より、判決が言い渡されました。

2. 訴訟の相手方

(1)	名 称	公正取引委員会
(2)	所 在 地	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号
(3)	代表者の氏名	委員長 竹島 一彦

3. 判決があった裁判所及び年月日

裁判所名 東京高等裁判所
判決日 平成 23 年 10 月 28 日

4. 判決の概要

判決の概要は以下のとおりです。

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

5. 今後の見通し

当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、判決内容を十分検討し、適切に対応してまいりたいと存じます。

なお、今後公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

6. 業績に与える影響

本件につきましては、平成21年3月期において、上記1.の課徴金額を特別損失に計上し、かつ、平成21年8月31日付けで全額支払い済みであり、平成24年3月期第2四半期および通期の連結業績に与える影響はありません。

以 上